

21世紀型の社会資本整備に向けて (参考資料)

平成25年5月7日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

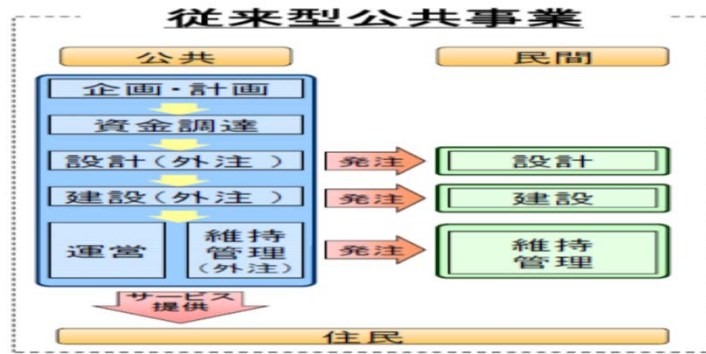
高橋 進

社会資本整備における「官と民」「国と地方」の役割分担

「官と民」の役割分担

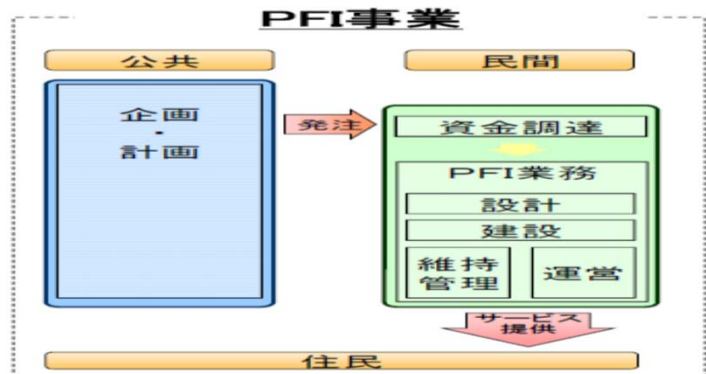
現状

- 整備から運営に至るまで官が行うことが基本。
- 1999年にPFI法が成立したものの、依然として活用事例は限定的。
- PFI導入事例の中でも、税財源で費用を回収する「延払い型」のPFIが中心。



- コンセッション方式の対象拡大(空港、上下水道、有料道路)を含めた民間資金の積極導入、民間提案制度の早期実施を通じ、PPP/PFIを質的・量的に拡大。

見直しの方向性



「国と地方」の役割分担

現状

- 社会資本に係る設置権限や費用負担が国・地方相互に入り組んだ状態。
- 地方にとっては、社会資本によって生み出された税収が必ずしもすべて自らに還元されないため、PFIの活用など、地域の創意工夫による社会資本整備にインセンティブが働かない状況。
- 直轄事業について地方に負担を求める「直轄負担金」の存在については、地方団体等から問題提起がなされている(※)。

(※)維持・修繕についてはH22年度から原則廃止。



見直しの方向性

- 国と地方の役割分担を再定義し、直轄事業・補助事業・単独事業のあり方を見直し。
- 地域の努力(PFI等の積極導入等)が地域に還元される仕組みを検討。

社会資本整備における国と地方の役割分担の現状

			整備計画等	管理者	管理者の業務	費用負担	
						新築・改築	維持・修繕
道路	高速自動車国道	有料道路方式	政令で路線を指定し、国交大臣が整備計画を策定	国土交通大臣	新設・改築及び維持・修繕は高速道路会社が行う(新設・改築には管理者の許可が必要) •新設・改築 •維持・修繕その他の管理	各高速道路会社	
		新直轄方式				国3/4、都道府県等1/4	国10/10
	一般国道	直轄国道	政令で路線を指定	<新設・改築> 国土交通大臣 <維持・修繕等> 指定区間:国交大臣 その他:都道府県等		(直轄施行) 国2/3、都道府県等1/3 (都道府県等施行) 国1/2、都道府県等1/2 (注2)	国10/10
		補助国道				維持:都道府県等10/10 修繕:国1/2以内補助	
	都道府県道		都道府県知事又は市町村長が議会の議決を経て路線を認定	都道府県等		国1/2以内補助(注2)	都道府県等10/10(注2)
市町村道		市町村		国1/2以内補助(注2)	市町村10/10(注2)		
港湾	国際戦略港湾	•国交大臣が港湾の開発、配置等に関する基本方針を策定 •港湾ごと(地方港湾を除く)に管理者が港湾計画を作成	地方公共団体 または港務局 ※国が管理者となる港湾はないものの、地方港湾(避難港を除く)以外では直轄整備事業を実施	•港湾計画の作成 •港湾施設の建設・改良・維持等	港湾の区分(国際戦略港湾等)及び施設の種別(係留施設等)に応じ、詳細に直轄事業・補助事業の別や直轄負担金の負担率・補助率を規定(修繕を含む)	維持:地方公共団体 または港務局 10/10	
	国際拠点港湾						
	重要港湾						
	地方港湾						
空港	会社管理空港	成田、中部、関空、伊丹	国交大臣が空港の設置及び管理に関する基本方針、基本計画(基本計画においては会社管理空港に限る)を策定	各空港会社	•空港の設置 •滑走路等の新設・改良 •着陸料の設定等	各空港会社	
	国管理空港	東京(羽田)		国土交通大臣		国10/10	国10/10
		上記以外		(設置者)国土交通大臣 (管理者)地方公共団体		国2/3、都道府県1/3(注3)	国10/10
	特定地方管理空港			国55/100、 地方公共団体45/100(注3)		地方公共団体10/10	
地方管理空港			地方公共団体	国1/2、地方公共団体1/2(注3)	地方公共団体10/10		

(注1)費用負担の下線部分は直轄負担金。直轄負担金制度は、維持・修繕に係るものは平成22年度から原則廃止されたが、新築・改築については、上記の道路・港湾のほか、河川や都市公園についても適用している例がある(いずれも1/3負担)。

(注2)道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、道路の修繕に関する法律その他地域振興関係法律により、新設・改築に関する補助率の嵩上げ、修繕に関する補助等が措置されている。

(注3)費用負担割合については、地域や施設により異なる場合がある。

英国のLEPsについて

LEPs (Local Enterprise Partnerships) とは
＝地域の成長と雇用創出のために設置される、民間主導の官民連携パートナーシップ

概要 ・労働党政権下で設置された中央省庁の出先機関であるRDA(地域開発庁)に代わるものとして2010年10月以降随時設置
39のLEPsが存在、イングランド全域をカバー

構成 ・理事会は自治体、地元経済界、市民団体などで構成。理事長は地元経済界代表者が就任、理事会の過半数は民間(＝民主導)

特色

1. 官民連携による戦略の決定と実施

・地域の経済にとって何が重要かを検討、議論し、「地域の成長戦略」として決定し、実施する

★2012年秋の財政演説において、「国の戦略と合致する地域の成長戦略(strategic plans for local growth)の策定」を明記

2. 財源の確保

・国がRegional Growth Fund (RGF)をはじめとする資金を供給
・それぞれのLEPが競争により資金を獲得
・RGFは2011～2015年で27億ポンドを配分

3. インフラ整備の優先順位の決定

・交通インフラ等の優先順位の決定とプロジェクト実施に向けた調整

4. 権限をLEPに委譲

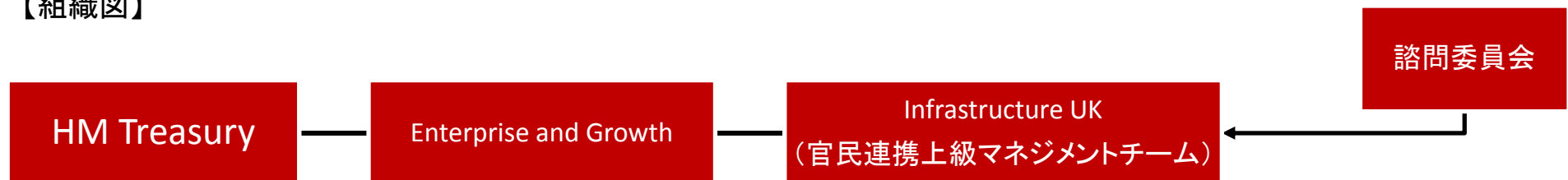
・国が定める都市計画方針(National Planning Policy)への意見表明、戦略的に重要な開発についての民間の計画許可申請手続への参加促進
・エンタープライズ・ゾーン(EZ)を24カ所に設定
事業税の5年間免除、都市計画手続の緩和
将来の事業税収入を見込んで借入(レベニュー債)

英国 Infrastructure UKについて

- 2010年6月に英国財務省(HM Treasury)内に設置された組織で、国内インフラの長期重点分野(*)への効率的な民間投資を促進するための支援組織。
- インフラ投資の具体的な計画、優先順位づけ、実現可能性に関する調査・助言等を実施し、民間投資を呼び込みやすくするための案件形成を支援。
- 財務大臣を長とする諮問委員会が設置されており、その構成委員はインフラ関連主要省庁からの事務次官14名。
- 実務については、上級公務員及び民間上級専門家(事業・資金調達の実務家、弁護士、経済学者、コンサル、金融専門家 約60名)からなるマネジメントチームが担当。

(*) 今後5年でエネルギー・交通・廃棄物・科学技術・上下水・情報通信等の経済インフラ分野に対して約2,000億英ポンド(約30兆円)の投資を計画

【組織図】



(注) Infrastructure UKは、2000年6月に官民出資(官51%、民49%)により設立されたPartnership UK(PUK)が前身。
地方自治体協会とPartnership UKによって共同設立された4Ps (The Public Private Partnership Programme Ltd.)は、地方自治体向けPFI事業の実施に関するアドバイザー機能を有する組織であるLocal Partnershipsへ発展。

社会資本の維持更新費等推計（平成21年度国土交通白書）

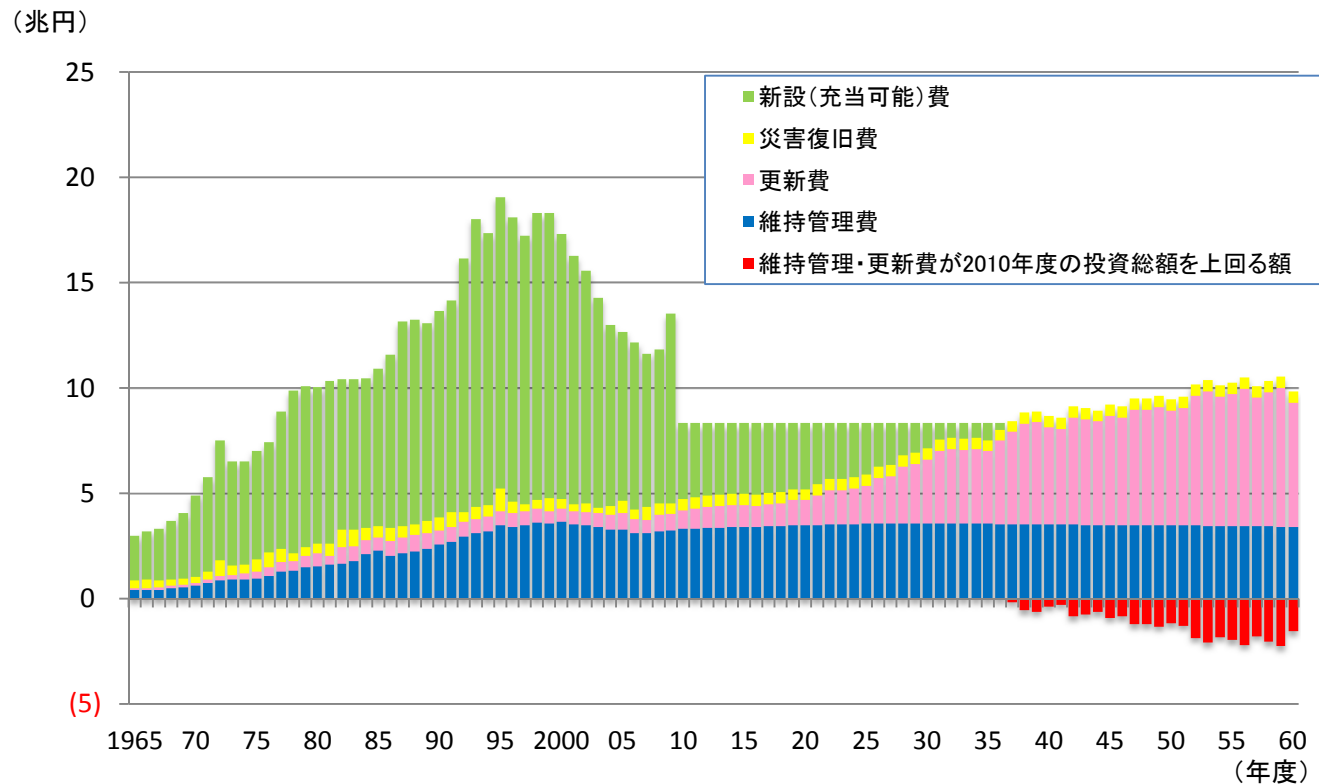
○国土交通省所管の社会資本を対象に、2060年度までの維持管理・更新費を推計。

（推計の前提）

○維持管理費は、今まで通りの対応を前提に推計。

○各々の社会資本に対し、耐用年数を経過した後、同一機能で更新するものと仮定し、更新費を計上。

○2011年度から2060年度までの50年間に必要な更新費は約190兆円と推計される。



- 国土交通省所管の社会資本(道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)の、国及び地方公共団体の事業を対象に推計。
- 将来の新設(充当可能)額費は、投資総額から維持管理費、更新費、災害復旧費を差し引いた額であり、新設需要を示したものではない。
- 今後の予算の推移、技術的知見の蓄積等の要因により、推計結果は変動しうる。

(出所)国土交通省資料